

令和2年度化学物質審議会第1回安全対策部会
議事要旨

開催日：令和2年7月1日（水曜日）～7月10日（金曜日）

議決日：令和2年7月10日（金曜日）

※別表5-2 第二種指定化学物質の訂正について確認

開催日：令和2年7月31日（金曜日）～8月5日（水曜日）

議決日：令和2年8月5日（水曜日）

回答者

浅野委員、大石委員、小野臨時委員、柏田臨時委員、金子臨時委員、小林臨時委員、坂田専門委員、恒見臨時委員、東海委員、松江専門委員、森田専門委員、吉田専門委員

議題：

- 化学物質排出把握管理促進法（化管法）対象物質の選定について
 - ・化管法対象物質見直し合同会合報告の承認について

議事概要

審議は書面にて行われた。

議題について、化管法対象物質見直し合同会合報告（資料2）が、以下の修辭的な修正を加え、全会一致で承認された。

（修正箇所）

- ・ 32 ページ 別添4のタイトルに「毒性」を追記
- ・ 36 ページ 上から11行目の「PNEC3×10-4mg/Lに」を12行目に改行
- ・ 36 ページ 別表4-3の欄外にYYの注釈を追記
- ・ 43 ページ 別表5-2に（1-139）トラロメトリンを追記

主なご意見

（大石委員）

- ・ 第一種指定化学物質から除外候補となったものについては、今後の排出移動量について国が継続して観察していくこと。

（金子臨時委員）

- ・ IARC 評価を常に最優先するのではなく、各国評価を含めて総合的に判断されるべき。
- ・ 有害性の観点からの物質選定のための9項目（発がん性等）に「内分泌かく乱作用」が含まれない一方で、母集団に「内分泌かく乱作用を有することが推察される物質」

が含まれるのは整合性が取れていないように見えるので、誤解を与えないようにすべき。

(小林臨時委員)

- ・ 今回、対象外となった物質の多くは、自主管理が促進されたことによるものも多いと認識。今回対象外となり自主管理されなくなることで、再び指定されることの無いよう、過去に対象であった物質の履歴リストを残してほしい。

(坂田専門委員)

- ・ 川下企業へ化学物質の混合物（塗料・接着剤など）を供給する川中企業では、川上企業等が発行するSDS情報を入手した後でなければ、自社製品のSDSを作成することができない。そのため、川上企業は速やかに政令改正案に対応し、川中および川下企業に円滑に情報を伝達するための準備を進めているところである。国からも、川上企業の政令改正案への早期対応の取り組みについて、説明、指導等のフォローをお願いしたい。
- ・ 今回、指定化学物質が大きく見直されたが、川上企業のユーザーには、SDSに記載する化学物質名から指定化学物質であるか否かの判定が困難なケースも存在すると考えられる。そのため、指定化学物質を容易に特定でき、また、今後の政令改正でも変わらずに効率的に管理できる番号の整備を早期にお願いしたい。

(森田専門委員)

- ・ 次回以降の物質選定に関し以下2点を要望。
 - 有害性の情報源を適宜、必要に応じて更新。
 - 変異原性クラスの規定の整備（内容の本質的な整備もちろん、例えば、「in vivo試験において陽性であるもの」など、数ある中の対象試験が不明確で基準の表記としては不適切）。

(吉田専門委員)

- ・ 対象物質選定にあたり、非常に多くのパブコメが出されている。化管法の趣旨及び最新の科学的知見に基づくリスクベース評価の考え方についても、引続き広く国民への理解の促進を図っていくべき。

お問合せ先

製造産業局 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

電話：03-3501-0080

FAX：03-3580-6347